

「港湾を兵站基地にするな！」 港湾労働者と戦争を考える⑤

5・1横浜港メーデー、5・3憲法集会に参加！G7広島におもう

2023年5月1日横浜 防災公園に於いて「5・3 港・赤レンガ倉庫前広場に 憲法集会」に全国港湾と 於いて一連のコロナ禍も踏 ちて参加した。当日は広大な まえ足掛け4年ぶりに第28 回横浜港メーデーが開催さ れた。 5万人もの「仲間」が結集 し「あらたな戦前にさせな い」と題したスローガンを 基に平和憲法堅持に向け た力みなぎった集会とパレ ードを大々的に開催。同じ 気持ちの「仲間」がたくさ んいることに改めて感動と はまさに各地区港湾・関係 する地区組織での取り組み があってこそだと改めて認 識したものであった。この ような大々的な行事を取り 組む全横港湾に対して大い に敬意を表したい。



続いて、5月3日に有明

真の世界平和に向けた発信 が国際社会に押し出された か否か大いに議論があるこ ころである。

結果的に国際社会の枠組 みの溝を更に深めただけで あり核軍縮・不拡散という 極めて重要な課題を掲げて サミットを開催したわけだ あるが真の世界平和を希求 するサミットであったか否 かについては逆に不安を覚 えたのは私だけであろうか。このような重大なサミ ットが世界平和の象徴地と いうべく広島で開催された 真の意義は果たしてあった のか。

または、このことが我々 のいう「港湾を兵站基地に するな！」に繋がるのか。 一方で日本政府は大幅軍 拡増税を行うおととするな かなる国際社会の派閥合 合に終始したのではないかと 感じるわけである。

いずれにしても我々は、 このような近々の情勢を踏 まえ社会的に港湾労働者の 置かれた立場と真の国際平 和を希求する立場から日夜 恒常的に「港湾を兵站基地 にするな！」を掲げて訴え ていくことが全国港湾とし て重要な取り組みであると 改めて痛感させられた。

(全国港湾委員長代行・ 日港労連委員長 竹内 一)



リレー随筆

「岡崎城に行ってみた」

こんにちは、教宣部会の 松永です。組合員の皆さん、 NHK大河ドラマは大好き ですか？昨年の「鎌倉殿の 13人」は大変に見ごたえも あり、脚本があの三谷幸喜 さんで、私も楽しく見せて いただきました。さて、今 年の大河は「どうする家康」ということで、徳川家康の 生涯を、いま最も期待され ている脚本家のひとり・古沢良 太さんが新たな視点で描く 大河ドラマだそうです。ひ とりの弱き少年が、乱世を 終わらせた奇跡と希望の物 語となっております。主人公・ 徳川家康を演じるのは松本 潤さん、家康の正室・瀬 名役の有村純さんです。

訃報



全国港湾前書記長、渡 邊三郎氏が過日5月12日 未明、ご逝去(享年81歳) されました。

渡邊さんは、海事検定 職組、検定労連の委員長 として1996年、全国 港湾協議会副議長に就 任、2005年事務局長 に就任、全国港湾連合会

たすけあいの輪をむすぶ
こくみん共済
全国労働者共済生活協同組合連合会

軍の政道が理に過らず民が 苦勞しているようならば、 政権は他に移るべきであ る。政権が他家に移っても 民が幸せならば、本意であ り恨みに思うことはない」と いった意味の言葉が刻ま れているそうです。天守閣 に登り城内を望んだ後、し ばらく歩くと徳川家康公像 が見えてきました。この銅 像は1965年、家康公3 50年祭を記念して建てた ものだそうです。そしてお 目当ての大河ドラマ館に入 り、エントランスを抜ける と「ドラマ入門編」として、 あらすじ、脚本家をはじめ キャスト、スタッフの紹介 や衣装の展示もありまし た。地下に進むと「徳川家 康の一生と三河武士」のゾ ーンがあり、リアルな歴史 に基づく史実展示があり、 金匱美具足の精巧な複製品 や関ヶ原合戦 のデジタルに よるシオラマ もありました よ。ぜひ興味 のある方は行 ってみてくだ さい。

港湾産別協定④③

～港湾労働者保障基金制度②～

前回は、第9章「港湾 労働者保障基金制度」の 第39条でこの制度は4つ の制度(港湾労働者年金 制度・最低保障賃金制度 ・職業訓練制度・転職資 金制度)で構成しており、 その一つである「港湾労働者年金制度」を第58条 第6港に沿って制度の概 要を紹介してきました。

この港湾労働者年金制度 は、第40条で前回紹介し た適用対象や受給資格を 定めています。第40条の 原文はこう記していま す。

第40条 港湾労働者年 金制度

港湾労働者の老後の生 活の安定を図るため、港 湾労働者制度を設け、こ の年金制度は、労働者無 拠出とする。なお、適用 対象者、年金受給資格、 他社歴の取り扱い、支給 条件、年金額、遺族見舞 金、公的年金との関係、 及び年金原資未納の取り 扱いについては、別途定 める協定(産別協定58条 6項)によるものとする。

この規定に沿って、前 回に読んできた制度の内 容がつけられています。

続いて第39条で明記し た他の保障制度を紹介し ます。年金制度に続くの は、「最低保障賃金」で す。これは、第4章第20 条で「産別最低賃金」を 明記し、具体的には、第 12章第57条第3項で定め るとしており、毎年春

開時に改定してきました が、現在の水準は201 6年に協定した16万40 00円です。これ以降は 改定が進んでいません。 それは、日港協が「産別 最低賃金に係る団交は独 禁法に抵触する恐れが払 拭できない」との理由で、 産別最低賃金の団交を拒 否しているからです。こ の不当な日港協の姿勢に 対して、全国港湾は労働 委員会でのたたかいに取 組んでいます。

第40条 港湾労働者年 金制度

港湾労働者の老後の生 活の安定を図るため、港 湾労働者制度を設け、こ の年金制度は、労働者無 拠出とする。なお、適用 対象者、年金受給資格、 他社歴の取り扱い、支給 条件、年金額、遺族見舞 金、公的年金との関係、 及び年金原資未納の取り 扱いについては、別途定 める協定(産別協定58条 6項)によるものとする。

この規定に沿って、前 回に読んできた制度の内 容がつけられています。

続いて第39条で明記し た他の保障制度を紹介し ます。年金制度に続くの は、「最低保障賃金」で す。これは、第4章第20 条で「産別最低賃金」を 明記し、具体的には、第 12章第57条第3項で定め るとしており、毎年春

開時に改定してきました が、現在の水準は201 6年に協定した16万40 00円です。これ以降は 改定が進んでいません。 それは、日港協が「産別 最低賃金に係る団交は独 禁法に抵触する恐れが払 拭できない」との理由で、 産別最低賃金の団交を拒 否しているからです。こ の不当な日港協の姿勢に 対して、全国港湾は労働 委員会でのたたかいに取 組んでいます。

続いて第43条です。こ れは「転職資金制度」で す。倒産・事業縮小 で港湾労働者が解雇され た場合、転職資金制度を 実施する。具体的には別 途定める協定(第12章第 58条第7項)に基づき実 施する」としています。 残念ながら、1997年 に制度は凍結され、現在 は運用されていません。 凍結に至った経緯は、詳 細に記録されていません が、運用に当たって厳し い財政状況があったよう です。具体的な内容を見 てみると、厳しい経営状 況に至った場合、地区労 使で構成する雇用対策委 員会で再就職の斡旋を行 い、その間、3ヶ月を限 度に15万円を支給する とあり、止むを得ず港湾 労働以外の職業に転職す る場合は、勤続5年未満 の労働者には20万円、5 年以上の労働者には50万 円、10年以上で120万 円、15年以上が180万 円、20年以上は250万 円が支給されます。

23春闘では、この制度 の趣旨を「港湾労使の努 力にもかかわらず、また、 政府施策によって港運事 業者の責に寄らないも

で、港湾労働者の福利対 策に活用されています。 この保障制度の取り扱い は第42条で「制度の取り 扱いは、第12章第58条第 5・7項の通りとする」と しています。

続いて第43条です。こ れは「転職資金制度」で す。倒産・事業縮小 で港湾労働者が解雇され た場合、転職資金制度を 実施する。具体的には別 途定める協定(第12章第 58条第7項)に基づき実 施する」としています。 残念ながら、1997年 に制度は凍結され、現在 は運用されていません。 凍結に至った経緯は、詳 細に記録されていません が、運用に当たって厳し い財政状況があったよう です。具体的な内容を見 てみると、厳しい経営状 況に至った場合、地区労 使で構成する雇用対策委 員会で再就職の斡旋を行 い、その間、3ヶ月を限 度に15万円を支給する とあり、止むを得ず港湾 労働以外の職業に転職す る場合は、勤続5年未満 の労働者には20万円、5 年以上の労働者には50万 円、10年以上で120万 円、15年以上が180万 円、20年以上は250万 円が支給されます。

23春闘では、この制度 の趣旨を「港湾労使の努 力にもかかわらず、また、 政府施策によって港運事 業者の責に寄らないも

かかわらず、事業継続が 困難に至った場合の制 度」として、制度の拡充 を行い、これを復活する よう要求しましたが、財 政的な根拠や制度適用の 客観的な事情の把握の困 難性などで労使協議を深 化させることができず、 要求実現には至りませ でした。

しかし、労使の責任に よらない体制的な「合理 化」は起り得る事であ り、引き続き制度の復活 ・拡充を掲げた取り組み が重要であることは明ら かです。

第9章の港湾労働者保 障基金制度は、産別運動 の先人たちが、港湾労働 へのユーザーの社会的責 任に着目し、粘り強く、且 つ全港ストも含めた強力 な産別運動の推進で作り 上げたすばらしい制度で あり、制度の内容は勿論 ですが、その運動、産別 運動の在り様を見るだけ でも、現在に益々輝きを 放っていると言えます。 これを産別の伝統として 今後も生かし続けること が重要ではないでしょう か。一方、この港湾産別交 渉体制の根幹が揺らぎか ねない事態が起きていま す。それが、前述した産 別最低賃金を巡る独禁法 の問題です。今回は、産 別協定根幹の問題という 視点から、独禁法問題の 経緯と争点について報告 していきます。